

質 疑 申 請 回 答

平成29年5月11日

案件名：未処理のPCB廃棄物及び使用製品の掘り起こし調査フォローアップ業務委託
下記のとおり回答します。

記

質疑内容

質問1. 資料Bのリスト項目No. 14に関して、「4」「5」「6」「空欄」のおおよその件数をご教示ください。

回 答

回答1. 資料Bの補助資料「PCB廃棄物等の掘り起こし調査対象事業者リスト取扱説明書」に記載の表6「自家用電気工作物設置者リスト項目一覧」No.14 届出者マッチフラグについて、フラグ毎の件数は以下のとおりです。

No.14 届出者マッチフラグ：

「4」	：	1,683件
「5」	：	678件
「6」	：	2,034件
「空欄」	：	10,453件

質疑内容

質問2. 資料Bのリスト項目No. 38に関して、「1」～「6」のおおよその件数をご教示ください。

回 答

回答2. 資料Bの補助資料「PCB廃棄物等の掘り起こし調査対象事業者リスト取扱説明書」に記載の表6「自家用電気工作物設置者リスト項目一覧」No.38 事業場マッチフラグについて、フラグ毎の件数は以下のとおりです。

No.38 事業場マッチフラグ

「1」	：	18件、	「5」	：	5,278件
「2」	：	5件、	「6」	：	8,018件
「3」	：	68件、	「空欄」	：	13件
「4」	：	1,448件			

質疑内容

質問3. 資料Bの説明書のP6 2.5の属性分析の結果資料等は、頂けますでしょうか。
また、資料A～D以外に頂けるデータはありますか。

回 答

回答3. 資料Bの補助資料「PCB廃棄物等の掘り起こし調査対象事業者リスト取扱説明書」
P6の2.5 自家用電気工作物設置者情報とPCB特別措置法届出情報との突合につ
いては、同資料に記載のとおり、斜体表記されている部分は国（環境省）において作
業が完了していないため、提供できる資料等がありません。
また、資料AからD以外のデータについては、仕様書に記載のとおり、県が保有す
るデータで業務に必要となるものは受託者へ貸与します。

質疑内容

質問4. <業務遂行能力>・・・業務の実施に資する専門性や実績を有し・・・と記載され
ていますが、企画提案書の中にPCBに関わる業務の「実績」が分かる資料を入れる
ことについて支障はないでしょうか？

回 答

回答4. 支障ありません。

質疑内容

質問5. 費用の内訳はどこまでの詳細内容が必要でしょうか？弊社の区分イメージでの記載
でよろしいでしょうか？

回 答

回答5. 企画提案資料として求める費用内訳書については、特に様式を定めていないため、
入札参加者様の任意様式でご提出いただくことができますが、仕様書の第4章委託業
務内容に記載がある1～4の業務ごとに要する費用が分かるようにしてください。

質疑内容

質問6. 応対時のヘルプデスク対応要員の「質」、「経験」、「一定の知識」等最低限必要なレベル条件はありますか？

回 答

回答6. 仕様書第4章 2. フォローアップ調査 (2) 業務内容 (ii) 要件に記載のヘルプデスクについて、対応要員個人に条件はありません。しかし、事業者等からの問い合わせは、受託者において原則として全て対応していただくことになるため、事業者等からの各種問合せに対し、的確な対応が可能な業務実施体制としてください。

なお、仕様書第3章 実施体制に記載のとおり、ヘルプデスクの対応要員など、本業務の従事者に対しては、マニュアル等を作成のうえ、事前に研修を行ってください。

質疑内容

質問7. 送付文書と調査票の雛形については、県側で準備していただけるという認識でよろしいでしょうか。

回 答

回答7. 送付文書と調査票の作成は、本委託業務に含まれています。送付文書及び調査票については、本企画提案コンペの実施に係るホームページの関連資料に掲載している「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第3版)」を参考に、受注者が三重県と協議のうえ作成してください。

質疑内容

質問8. 電話での調査票の代理記入した場合、依頼事業者の証明が出来る形跡等が必要でしょうか？

回 答

回答8. 事業者が電話での回答を希望した場合、事業者の回答者氏名、応対日時、代理記入者氏名等を記録し、受託者の責任において代理記入してください。

質疑内容

質問 9. PCBに関わるヘルプデスク対応要員が本件の説明/回答に関わる対応上、高度な内容の問合せ、クレーム等については県にエスカレーションする体制を取っていただけると認識してよろしいでしょうか？

回 答

回答 9. 事業者等からの問い合わせは、受託者において原則として全て対応していただくこととなります。ただし、本委託業務の範囲を超える問い合わせや県が対応すべき事項については、受託者と協議のうえ県で対応します。

質疑内容

質問 10. データベース構築において資料A～Dまでの全ての項目について羅列する必要がありますでしょうか。また、項目の並び順、内訳等ございましたら、ご教示願います。共通する項目は、括ってよいと判断しておりますが、よろしいでしょうか。

回 答

回答 10. 本委託業務において作成する事業所データベースについて、資料A～Dの全ての項目について羅列する必要はありません。資料同士の突合により、共通する項目についてはまとめていくことが可能です。

項目の並び順や内訳等については、仕様書第4章4. 事業所データのとりまとめ(2)業務内容の要件に記載のとおり、PCB廃棄物及び使用製品を管理するうえで使いやすい並び順、必要な項目が揃ったデータベースとなるよう事業者の提案を求め、最終的には受託者と県が協議のうえ決定することとなります。